

2. 小中学生のヤングケアラーに対する支援について
  - (1) ヤングケアラーの現状把握について
  - (2) ヤングケアラーへの対応について
  - (3) ヤングケアラーへの支援に対する行政間の連携について
  - (4) ヤングケアラーに対する情報共有と啓発について
    - ① 教職員への研修について
    - ② 授業の中での児童生徒への問題提示について
    - ③ 市民向け講演会の開催について
  - (5) ヤングケアラーの実態調査について

**【答弁】**

2. 小中学生のヤングケアラーに対する支援についての（1）から（5）につきまして、順次お答えいたします。

はじめに、（1）についてですが、本市におけるヤングケアラーの現状につきましては、学校現場において、児童生徒の遅刻や欠席、忘れ物や提出物の状況を確認する中で把握したり、子どもたちとの対話や保護者懇談の中で、教員が把握したりすることがございます。また、本市におきましては、スクールソーシャルワーカーを配置しておりますことから、スクールソーシャルワーカーの関わるケースからヤングケアラーに該当する子どもを把握することもございます。

次に、（2）（3）についてですが、学校で把握することができたケースにつきましては、こども未来室等関係課とも連携しながら、個別の状況に応じた支援を行っているところでございます。例えば、小学校高学年児童が、未就園児童の世話をするために遅刻や欠席を重ねていたケースにおいて、こども未来室と連携し、保護者に対して保育園への就園を促して、改善を図ったという事例がございました。

また、母親が出産を控えた家庭のケースでは、家事や通院支援のために児童本人が欠席を重ねていたため、こども未来室、生活支援課、保健センター、医療機関等と情報共有しながら対応にあたったという事例もございます。

いずれのケースにつきましても、学校だけの対応では十分な支援を行うことが困難でありますことから、関係課との連携のもと、ヤングケアラーの支援にあたり、状況の改善を図るよう努めております。

続いて、(4)の①②③についてですが、学校の教職員は、ヤングケアラーの存在を把握しやすい立場にありますことから、ヤングケアラーの存在や状況について、研修等を通じて教職員の認識を高めることは必要であると考えております。

また、ヤングケアラー自身が一人で悩みを抱えることのないよう、一人一人の児童生徒がお互いを理解し合い、悩み等を相談しやすい関係づくりを行うことが大切であります。例えば、家庭科の授業における家族の役割や分担の学習等において、ヤングケアラーの存在に触れることも必要であると考えております。

更には、ヤングケアラーの認知については、まだまだ十分ではない側面もありますことから、市民向け講演会の開催については、こども未来室等関係課と研究してまいりたいと考えております。

最後に、(5)についてですが、議員ご指摘のとおり、全国的に見ても、ヤングケアラーの実態把握については、まだ十分ではないと考えております。

本市教育委員会といたしましては、ヤングケアラーの実態調査について、教職員の認識を高め、より充実した支援につなげるためにも、先進例を参考にしながら積極的に研究してまいりたいと考えております。